

# STCW条約基本訓練(生存)コース



区分	STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練 通達コース (STCW条約基本訓練(個々の生存技術)講習)	
対象	船舶に乗り組むすべての船員	
訓練概要	0.5日(生存実習0.5日) 受講料: 57,200円(消費税10%込) 昼食なし	
	イマーシヨンスーツの着用と使用、高所からの安全な飛び込み、救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正等、STCW条約が定める11科目を体得する訓練	
	半日 PM	<b>A日程</b> 1230~1330 座学 (訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など) 1330~1430 訓練【説明】 (イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備を含む位置指示装置の操作など) 1430~1645 訓練【実技】 (イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など) 1645~1700 判定試験等
	半日 AM	<b>B日程</b> 0830~0930 座学 (訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など) 0930~1030 訓練【説明】 (イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備を含む位置指示装置の操作など) 1030~1245 訓練【実技】 (イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など) 1245~1300 判定試験等

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)で規定されている以下の11科目について、すべての実習を実施しています。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 救命胴衣の着用              | ⑦ 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと     |
| ② イマーシヨンスーツの着用と使用      | ⑧ 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと |
| ③ 高所から海中への安全な飛び込み      | ⑨ シーアンカーの使用                              |
| ④ 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正 | ⑩ 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作                      |
| ⑤ 救命胴衣を着用して泳ぐこと        | ⑪ 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作                    |
| ⑥ 救命胴衣を着用しないで浮いていること   |  |

- ※ 本訓練の修了に際して行われる判定試験に合格すると、「STCW条約基本訓練(生存)修了証明書」が即日発行されます。  
この証明書は「STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)に定める全ての科目(1~11)」の訓練の実施、知識技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。
- ※ STCW条約A-6/1節の2及び国土交通省海事局の通達において、STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)、STCW条約コード表A-6-1-2(防火及び消火)に定める科目については、5年ごとにその全ての科目について知識技能が維持されていることを確認することが義務付けられています。
- ※ 年間訓練計画日以外で企業様専用での本コースの実施をご希望の場合は、当センター業務部訓練課(横須賀研修所)(TEL 046-826-3660)までお申し込みください。